

令和5年度 軽減判定所得額について

令和5年7月現在

減額割合	減額の対象となる基準所得額(軽減判定所得額)
7割	世帯の総所得金額等(※1)の合計額が43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下
5割	世帯の総所得金額等(※1)の合計額が43万円+29万円×(国保加入者及び特定同一世帯所属者(※3)の人数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下
2割	世帯の総所得金額等(※1)の合計額が43万円+53万5千円×(国保加入者及び特定同一世帯所属者(※3)の人数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下

※1 総所得金額等(軽減判定所得額と所得割総所得金額との違い)

- ・「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額の合計額を言います。
- ・軽減判定所得では特定同一世帯所属者の所得も含めて計算します。
- ・事業主においては専従者給与を控除する前の所得、専従者においては専従者給与を含まない所得とします。
- ・前年の所得がマイナスで、かつ当該年の所得がプラスの場合、前年のマイナス所得分の金額を控除します。マイナス所得は最大3年間繰り越すことができます。
- ・土地・建物等に係る長期・短期譲渡所得の特別控除は適用されません。
- ・全ての所得から公的年金調整控除額を差し引いた金額が軽減判定所得となります。

※2 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の支給を受ける方を言います。

※3 「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する方を言います。

※この表は法令改正や条例改正により基準金額等が変更となる場合があります。